

内閣参質一七一第一二三号

平成二十一年四月二十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出雇用保険の受給期間の延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出雇用保険の受給期間の延長に関する質問に対する答弁書

雇用保険の基本手当の所定給付日数及び受給期間については、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、暫定的に、公共職業安定所長が年齢や地域等を踏まえて就職が困難であると認めた受給資格者については延長するものとしたところである。当該日数及び期間は、求職活動を支援し、再就職を促進するという当該手当の目的に照らして適当であると考えている。

